

消費者被害注意報

No. 56

新聞の訪問販売に注意！ 長期間の契約は避けましょう！

相談事例 一人暮らしの母が眼の病気になり、細かい文字が読みづらくなった。新聞の文字も読めないで新聞の購読を止めようとしたが、複数の新聞販売店と5年先まで契約していた。これまで景品がもらえるので、自宅を訪ねてきた勧誘員に勧められるまま次々と数年先の契約をしていたようだ。他に新聞を読む家族もいないので、これ以上新聞を配達されても困る。解約することはできないだろうか。



＜相談員のアドバイス＞

訪問販売での契約の場合、**クーリング・オフの期間内であれば解約は可能**ですので、契約書を確認しましょう。クーリング・オフ期間を経過した契約は、消費者の都合で一方向的に解約することはできません。新聞販売店との話し合いで解決を図ることになります。2013年11月に業界団体は自主ルールとして「**新聞購読契約に関するガイドライン**」(*)を策定しました。事例のような購読が困難な病気を理由とする解約の申し入れには「応じなければならない」としています。ガイドラインに沿って対応してもらうように再度交渉することを助言しました。

※「新聞購読契約に関するガイドライン」(日本新聞協会・新聞公正取引協議会)

ガイドラインでは解約に応じるべき場合として、購読者の死亡、購読が困難となる病気・入院・転居等が挙げられており、そういった場合は「解約の申し出に直ちに 応じなければならない」とあります。

また「新聞公正競争規約の上限を超える景品類の提供が行われていた場合は、解約に当たって景品類の返還を請求してはならない」としています。

見守りのポイント

- 高齢者が長期間の契約をした場合、病気や入院などの理由で購読を継続できなくなる可能性があります。新聞の購読については**長期間の契約を避け、予定のたつ範囲内の契約に留めるよう伝えましょう。**
- 高額な景品はトラブルの元となります。**景品につられて不必要な契約をしないように注意が必要です。**
- 新聞の購読契約で困った時は、消費生活センターにご相談下さい。

「おやっ?」と思ったら消費生活センターへ

相談専用電話 043-207-3000

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉県消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111